7．資格の承継

受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部の譲渡又は当該法人について相続、合併若しくは分割（受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部を承継する場合に限る。）がある場合で、事業所の管理システム（指針第１部総括的事項に記載された内容）のみの変更であって、指針及び外部精度管理指針に基づき、変更後の組織が引き続き的確な精度管理を確保できると認める場合は、資格を承継するものとする。受注資格の承継を行おうとする場合は、下記８．宛てにあらかじめ、新旧法人名称及び事業所の管理システム等の変更内容を記載した書類を提出すること。

8．資料提出先及び本件についての問い合わせ先

環境省　水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

所在地：〒100―8975　東京都千代田区霞が関１―２―２

電話：03（3581）3351（代表）　内線6579

様式１　申請書

整理番号	
受理年月日	平成　年　月　日

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格審査申請書

平成　年　月　日

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室　宛て

申請者　氏名又は名称

住所又は所在地

法人にあってはその代表者の氏名　印

電話番号　（　）

平成22年度に環境省が実施する（ＧＣ／ＭＳ法・生物検定法）によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格に係る審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称				
申請者の住所又は所在地				
測定機関名称				
測定機関所在地				
担当者職氏名	職	氏　名	職（変更前）	氏名（変更前）
統括責任者				
品質管理者				
技術管理者				
試料採取担当者				
前処理担当者				
ＧＣ／ＭＳ・生物検定法測定担当者				

●申請項目

別表（１―１（ＧＳ／ＭＳ法）・１―２（生物検定法））のとおり

●ＧＣ／ＭＳ法に係るダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況について

以下の欄には、これまでに認められた受注資格の状況について記述してください。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況

■受注資格の有無　無／有　⇒　平成　年度　～　平成　年度

↓

■ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の区分

一貫分析機関　／　試料採取専門機関

↓

■測定対象項目

一般環境大気・降下ばいじん・公共用水域水質・地下水質・土壌・底質・野生生物・水生生物・排出ガス・排出水・焼却灰その他の燃え殻及びばいじん・血液・食事試料・その他（　　）

●生物検定法に係るダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況について

以下の欄には、これまでに認められた受注資格の状況について記述してください。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況

■受注資格の有無　無／有　⇒　平成　年度　～　平成　年度

↓

■測定対象項目

排出ガス・焼却灰その他の燃え殻及びばいじん

●申請者の名称又は所在地に変更があった場合の旧名称又は所在地

旧名称	
※旧所在地	
変更年月	平成　年　月

※　移転等により所在地が変更となった場合には、原則、新規測定機関としての申請が必要となるが、所在地の表示の変更等に伴うものは、旧表示を本欄に記載すること。

注１：本申請書の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

２：それぞれの測定機関ごとに申請すること。

３：記入欄に記載事項のすべてを記述することが出来ないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

４：担当者職氏名の欄には、前回の申請以降に担当者に変更があった場合には、変更前後の担当者職氏名を各々記述すること。

別表１―１　申請項目及び作業（ＧＣ／ＭＳ法）

作業の範囲				対応可能な測定方法	備考	提出書類の新旧の別
申請項目	試料採取	試料の分析	定量結果の確定			
一般環境大気						
降下ばいじん						